

成年年齢の引下げについて（2022年4月1日に改正法が施行されます。）

・2018年6月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から施行されます。今回の民法改正にともない、2022年4月1日から、成年年齢は18歳になります。

・生徒は、高校在学中に法律上は成年年齢に達することになります。

しかし、学校教育において、卒業までは保護者等の皆様との連携が必要です。

引き続き、本校教育活動に対して保護者等の皆様の御理解と御協力をお願いします。

・詳しくは、次の関連サイトをご覧ください。

《法務省》

● 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html

● パンフレット

<http://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>

《文部科学省》

● 「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項について」

https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/mext_00007.html

● 「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項について」に関する Q&A の送付について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/mext_00002.html